

# 「信託法」を使った相続対策

弁護士 谷原 誠

## 仲

の良い家族や兄弟が相続を機に骨肉の争いを何年も続け関係が断絶する。私は弁護士として、そんな光景を何度も見てきました。一家の大黒柱が生きている時は、統制が取れ、仲良くしているのですが、死亡した瞬間にリーダーを失い、統制が取れなくなり、互いに争うようになってしまふのです。実際に相続が始まるまでに亡くなった本人も、家族たちも、思いもよらなかった事態になってしまいます。それが相続の恐ろしさであり、相続に弁護士が必要となる所以です。

パチンコホールのオーナーは、国内の平均から比べると多くの資産を築いているのが通常です。では、ご自身が亡くなった後のことをきちんと考えているでしょうか。資産を持っている人は、その資産が原因で家族が争わないようにする責任があります。相続対策は、相続「税」対策だけではありません。愛する家族が力を合わせて生きていけるようにする相続対策も必要なのです。

そのためには、上手に相続財産を分けていく必要があります。ただ、不動産は現物で分割しにくく、会社の株式を兄弟で持ち合うと、また争いの種とな



ってしまふ可能性があります。そこで、良い方法があります。「信託法」という法律を使うのです。信託というと、信託銀行や投資信託を思い浮かべるかもしれませんが、こ

こで説明するのは、家族で行う信託のことです。例えば、収益マンションがある場合、妻が生きているうちは、その収益マンションの収益は妻に渡すようにし、妻が亡くなった後は長男に渡す(図1)ということになります(図2)ということができます。遺言書では自分が死んだ時のことまでしか決められないので、画期的な方法と言えます。

また、会社の株式を受益権という権利に変えてしまい、受益権は兄弟に均等に分けるが、会社の支配権は長男が持つ(図2)というようなこともできます。複数の会社がある場合で、すべての会社の支配権を長男に一本化する場合には、生前にホールディング会社にする等の作業が必要になってくる場合があります。このような仕組みでは「信託

法」を使うのですが、信託銀行では売っていません。1人ひとりの事情に応じて、カスタマイズして信託を設定することになります。その場合、弁護士、税理士、不動産や金融の専門家など、複数の士業と資産活用プロがチームを組んで取り組むこととなります。もし、ご自身の死後、ご家族が争うことなく、自分の思い通りに資産が運用され、分割されることを望むならば、信託について検討してみることをおすすめします。

図1 夫死亡により、収益は妻に(これは普通の遺言書でできます)

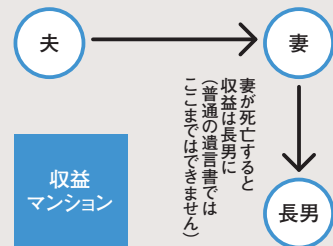
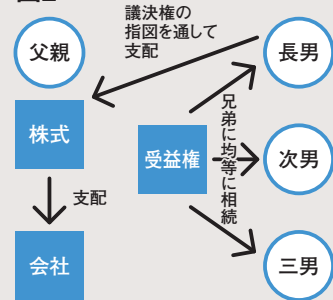


図2



たにはら・まこと みらい総合法律事務所 代表パートナー。相続・事業承継・労務・損害賠償訴訟などを扱う。テレビのニュース番組からの取材も多数あり、著書は30冊以上。事務所所属の弁護士は24名。日本SFP協会(※)所属。

[A]

※一般社団法人日本SFP協会について

クライアントの資産を守るため、金融・不動産知識をつけた各法律のスペシャリスト(弁護士、税理士等)が加盟・登録する団体。http://sfp.or.jp/ 問合せ info@sfp.or.jp